

2021年5月31日

課外活動団体 御中

神奈川大学
学生生活支援部

【重要】「まん延防止等重点措置」の期間再延長に伴う課外活動の自粛について

5月28日付で神奈川県に適用されている「まん延防止等重点措置」期間について、6月20日まで延長することが決定いたしました。

「まん延防止等重点措置」期間の再延長を受け、本学の課外活動については、現状の体制を継続し「まん延防止等重点措置」期間中は、課外活動の自粛を強く要請いたします。

「まん延防止等重点措置」期間終了後、大学が定める「感染防止ガイドライン」を遵守できる公認団体・公認サークルについて、活動を段階的に再開できるよう検討を重ねておりますので、当面の間はオンライン・自主練習・創作活動等、接触を伴わない活動を継続していただきますようお願いいたします。

本学も引き続き感染防止対策に取り組んでいきますので、学生の皆様においても、感染防止策の基本となる ①健康管理 ②飛沫感染対策 ③接触感染対策 を改めて確認し、引き続き感染防止策の徹底に努め、これまで以上に日常生活に注意して行動を自粛する等、感染予防により一層の意識を持ってください。

記

- 対象団体

全ての公認団体（準公認団体）／公認サークル

※重点強化部については、アスレティックデパートメント(旧スポーツセンター)の指示に従ってください。

- 自粛期間

「まん延防止等重点措置」適用期間中

- 特別な理由により活動する必要がある場合

直近に公式戦が予定されている等の特別な理由により活動を実施する必要がある公認団体については、所属キャンパス学生課に相談してください。

《本件に関するお問い合わせ》

横浜キャンパス	: kuykagai-ml@kanagawa-u.ac.jp
湘南ひらつかキャンパス	: kukagai-shc@kanagawa-u.ac.jp
みなとみらいキャンパス	: kagai-mmc@kanagawa-u.ac.jp